第十四条第一項を次のように改める。

次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　第十二条第一項の表の一の項第一欄に掲げる調査事業所	一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	一の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業（外国の法人又は法人以外の団体に関する調査事項及び一の項第二欄に掲げる事業所に関する調査事項を管理する事業主が	調査票に記入し、調査員による当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えること。
二　第十二条第一項の表の二の項第一欄に掲げる調査事業所	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
三　第十二条第一項の表の三の項第一欄に掲げる調査事業所	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
四　第十二条第一項の表の四の項第一欄に掲げる調査事業所	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、総務大臣に当該調査票を提出すること。
五　第十二条第一項の表の五の項第一欄に掲げる調査事業所	五の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体に関する調査事項及び五の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、総務大臣に当該調査票を提出すること。

第十四条第三項を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　乙調査は調査事業所の事業主が調査票に記入し、及び当該調査票を次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ当該各号に定める者に提出することにより、報告しなければならない。

一　市町村の調査事業所　市町村長

二　都道府県の調査事業所　都道府県知事

三　国の調査事業所　総務大臣

第十五条第一項中「前条第三項」を「第十二条第一項の表の一の項」に改め、「第八条第二項各号に掲げる」を削り、同条第二項中「前条第三項」を「第十二条第一項の表の二の項及び同条第二項」に改め、「同項第一号に掲げる」を削り、同条第三項中「前条第三項」を「第十二条第一項の表の三の項及び同条第二項」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成二十六年に実施する経済センサス基礎調査においては、統計法第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計を作成するための調査と共通の調査票様式（乙調査を除く。）を用いて同時に実施することとする。

3　平成二十六年に実施する甲調査（平成二十五年に実施する工業統計調査（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である工業統計を作成するための調査）の調査の対象となる事業所のうち総務大臣の指定するものを対象とする調査に限る。）のうち第七条第一項第一号チ及び第二号ヲに掲げる事項に係る調査については、総務大臣が、工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十二号）第二十一条第二項の規定により経済産業大臣が保存している調査票の内容（同規則第六条第一項第十四号及び同条第二項第十号に掲げる事項に係る部分に限る。）から第七条第一項第一号チ及び第二号ヲに掲げる事項を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、当該調査に係る第七条及び第十二条から第十五条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を同条の規定により提出された調査票の内容とみなして、第十六条、第十七条及び第十九条の規定を適用する。

4　平成二十六年に実施する甲調査（平成二十六年に実施する特定サービス産業実態統計を作成するための調査）の調査の対象となる事業所のうち総務大臣の指定するものを対象とする調査に限る。）のうち第七条第一項第一号チ及び第二号ヲに掲げる事項に係る調査については、総務大臣が、特定サービス産業実態調査規則（昭和四十九年通商産業省令第六十七号）第十八条第二項の規定により保存されている調査票の内容（同規則第五条第八号に掲げる事項に係る部分に限る。）から第七条第一項第一号チ及び第二号ヲに掲げる事項を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、当該調査に係る第七条及び第十二条から第十五条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を同条の規定により提出された調査票の内容とみなして、第十六条、第十七条及び第十九条の規定を適用する。

5　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第百二十五号）の項の下欄を次のように改める。

第十二条第一項（同項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項、第十四条第一項（第十二条第一項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項並びに第十五条（第十二条第一項（同項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項並びに第十四条第一項（第十二条第一項の表の一の項イ及び同表の五の項イに係るものを除く。）及び第二項の規定により取集若しくは回収又は提出の手続を行うものに限る。）

○厚生労働省令第百三十三号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第七条及び第二十七条に基づき、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「又は採用」を「若しくは採用、昇進又は職種の変更」に改め、「（事業主が、その雇用する労働者について、労働者の職種、資格等に基づき複数のコースを設定し、コースごとに異なる雇用管理を行う場合において、当該複数のコースのうち当該事業主の事業の運営の基幹となる事項に関する企画立案、営業、研究開発等を行う労働者が属するコースについて行うものに限る。）」を削る。